

## 母体保護法不妊手術禁止事件第一審判決

【文献種別】 判決／東京地方裁判所

【裁判年月日】 令和8年3月17日

【事件番号】 令和6年（行ウ）第102号

【事件名】 自由に不妊手術等を受けることのできる地位確認等請求事件

【裁判結果】 一部棄却、一部却下

【参照法令】 憲法13条・24条2項、母体保護法3条1項・28条・34条、裁判所法3条1項

【掲載誌】 判例集未登載

◆ LEX/DB 文献番号 25627082

岡山大学教授 黒澤修一郎

### 事実の概要

母体保護法（以下、「法」という。）3条1項は、本人および配偶者の同意を得た上で医師が不妊手術を行うことができる場合として、「妊娠又は分娩が、母体の生命に危険を及ぼすおそれのあるもの」（1号）、「現に数人の子を有し、かつ、分娩ごとに、母体の健康度を著しく低下するおそれのあるもの」（2号）と定める。法28条は、「何人も、この法律の規定による場合の外、故なく、生殖を不能にすることを目的として手術又はレントゲン照射を行つてはならない」とし、法34条は罰則を定める。

避妊目的での不妊手術を望む原告ら4名は、法3条1項、28条、34条（以下、併せて「本件各規定」という。）の違憲性を主張して、国に対し、①主位的請求として、法3条1項所定の要件を満たさなくとも医師による不妊手術を受けることのできる地位にあることの確認（以下、「本件地位確認の訴え」という。）、②予備的請求として、国が本件各規定を改廃せず原告らが不妊手術を受けられるようにしないことが違法であることの確認（以下、「本件違法確認の訴え」という。）を求めた。また、③上記の改廃をしないという立法不作為につき国家賠償を求めた。

### 判決の要旨

1 本件地位確認の訴えは、「原告ら4名が、罰則を受けることなく、自らの意思のみに基づいて、医師又は指定医師による不妊手術を受けることのできる地位にあることの確認を求める訴え」であり、裁判所法3条1項にいう法律上の争訟に当たる。

2 原告らは、「現に、医師等から、避妊目的での不妊手術の実施を拒絶されており、不妊手術を受けることができていない。」「母体保護法の施行について」（平成8年9月25日厚生省発児第122号厚生事務次官通知。令和2年10月20日厚生労働省発子1020第1号厚生労働事務次官通知による改正後のもの。以下、「本件通知」という。）は、「法第28条は、健康者が経済的理由とか、単なる産児制限のためとか、又出産によって容ぼうが衰えることを防ぐため等、この法律の目的以外に利用することを防ぐため、この法律で認められている理由及びその他正当の理由がない限り生殖を不能にすることを目的として手術又はレントゲン照射を行うことを禁止したもの」とする。原告ら4名が望む不妊手術は「本件通知にいう健康者による単なる産児制限のための利用に当たるなどとして、およそ同法3条1項所定の要件を満たさず、また、同法28条の『故なく』に当たるものとして、同条により禁止されるとするのが一般的な解釈と考えられる」。原告ら4名は、現に、医師等から、不妊手術の実施を拒絶されたところ、その

理由として、本件通知の存在が指摘された例もある上、妊娠・出産や生殖能力を有する身体に強い嫌悪感・恐怖感等がある者に対して不妊手術を実施する医師が本邦に存在することがうかがわれないのも、本件各規定がそうした不妊手術を許容していないという理解が前提となっていると考えられる。原告ら4名については「医師により不妊手術を受ける権利等に現実の危険があるということができ」、本件地位確認の訴えは「その地位の存否に関する法律上の紛争を解決するために有効適切な手段である」。「本件地位確認の訴えにつき、確認の利益はある」。

3 「原告らの主張する生殖に関する自己決定権、子をもうけるか否かに関する自己決定権、自己の身体に関する事柄を決定する自己決定権及び避妊の自由は、それぞれの内容（外縁）が必ずしも明確ではないものの、少なくとも、憲法13条は、女性に対し、人格的生存に関わる重要な権利として、国家から妊娠するよう強制されない、あるいは、国家の介入・干渉なしに、妊娠しないという決定ができるという意味での避妊の自由を保障しているものと解するのが相当であり、国家が女性に対して妊娠するよう強制すること、あるいは、妊娠しないという決定に介入・干渉することは、その者の避妊の自由を侵害するものとして、憲法13条に違反する」。

もっとも、避妊の自由の保障が「直ちに特定の方法による避妊をする自由を保障しているものとは解されない。……避妊法は女性が主体的にとることができるものも含めて複数あり、IUD(IUS)〔子宮内避妊器具―著者注〕や経口避妊薬〔低用量ピル―著者注〕は、正しく使用する限り、不妊手術よりも避妊効果が高いことに加え（なお、禁忌等のため、これらを使用することができない場合があるとしても、これらのいずれも使用することができない場合は相当程度限られるものと考えられる。そして、仮に禁忌等のために女性が主体的にとることができる避妊法が事実上不妊手術に限られる場合があり得るとしても、男性がとることのできる避妊法も存在する。）、不妊手術が……身体への侵襲を伴うものであって重大な合併症も起こり得るものであることにも照らせば、不妊手術を受けることができなければ避妊をすることができ

ず（実質的に困難であるとも認め難い。）、ひいては人格的生存に関わるとはいえず、避妊の自由の一内容として、不妊手術を受ける権利又は自由があるものと解することは困難である」。原告らは、不妊手術の理由として、生殖能力を有する身体への違和感・嫌悪感や、自分らしい身体で人生を送ることを主張するが、不妊手術を受けることは「人格的生存に不可欠」とは言い難い。

「不妊手術を受けることができないからといって、子をもうけるか否かを自らの意思で決定することができないものではなく、憲法13条が、子をもうけるか否かに関する自己決定権として、不妊手術を受ける権利又は自由を保障しているものと解することもできない」。

「憲法13条は、人格的生存に関わる重要な権利として、自己の意思に反して身体への侵襲を受けない自由を保障しているものの……、これとは逆に、身体への侵襲を受ける自由又は自己決定権、身体を物理的に切除したり身体の機能を制限したりする自由又は自己決定権を、人格的生存に関わる権利として一般的に保障しているものとは解されない。そして、特段の事情がある場合には、別異に解される場合があり得るとしても、不妊手術による身体への侵襲については、不妊手術を受けることが直ちに人格的生存に関わるものというとはできない」。

「以上によれば、憲法13条が、不妊手術を受ける権利又は自由を保障しているものとはいえない。……本件各規定が憲法13条に反するというとはできない」。

4 「もっとも、母体保護法3条1項所定の要件のうち原告らが指摘するものについては、同法の目的に照らして合理性に乏しいことから、本件各規定を含む不妊手術に関する制度の在り方については適切な検討が行われることが望まれる」。

5 本件違法確認の訴えは法律上の争訟に当たらず、確認の利益もない。また、本件各規定の違憲性を前提に立法不作為の国賠法1条1項違反をいう原告らの主張は採用できない。

## 判例の解説

## 一 背景

本件各規定の成り立ち<sup>1)</sup>を辿れば、戦前の国民優生法は、「産めよ増やせよ」の思想に基づき、遺伝性疾患等の場合を除いて故なく行う任意の不妊手術を禁止した。戦後の優生保護法は、「逆淘汰」の懸念に基づく人口抑制政策に舵を切り、周知のように強制不妊手術を定めたが、任意不妊手術の禁止は継続され、本件各規定と同内容の条文が設けられた。1996年制定の母体保護法は、障害者差別解消の観点から優生思想に関する規定の見直しのみを行ったため、本件各規定が残されることとなった。なお、避妊については、日本では低用量ピルや緊急避妊薬の認可が諸外国よりも遅れをとり、子宮内避妊器具とともに今なお費用とアクセスに課題があると指摘される<sup>2)</sup>。日本法は中絶を實際上広く認める一方で避妊については保守的であったと評されるが<sup>3)</sup>、不妊手術禁止もそうした文脈のなかに位置づけうる問題である。

## 二 公法上の当事者訴訟

本判決は本件地位確認の訴えを適法とした。公法上の当事者訴訟（行訴4条）では確認の利益が訴訟要件とされ、対象選択の適否、即時確定の必要性、方法選択の適否が検討される。本件でポイントになるのは、即時確定の必要性（紛争の成熟性）、すなわち原告の法的地位・権利に対する危険・不安を除去すべき現実的必要性が認められるかである<sup>4)</sup>。本判決は、本件通知を根拠にして、原告らが望む避妊目的の不妊手術は法の禁止の対象になるとした。また、原告らは現に医師により不妊手術を拒否されており、避妊目的の不妊手術を実施する医師も見受けられないことから、罰則の適用を待っている原告らの地位・権利に対する危険が永続化しかねないことが考慮されたと解される。また、罰則を受けない地位ではなく、医師により不妊手術を受けることができる地位に焦点が当てられることより、原告らが現に法の適用対象となっていることが認められた。他方、本件違法確認の訴えは認められなかった。立法不作為の違法確認の訴えは在外邦人国民審査権制限違憲判決（最大判令4・5・25民集76巻4号711頁）で初めて認容されたが、本件は問題となる権利の性質に相違があるとともに、地位確認の訴えが有効適切な紛争解決手段であるとされた。

## 三 憲法13条と避妊・不妊手術

本判決の合憲判断の決め手になったのは、憲法上の権利の保障範囲に関する論証である。

憲法13条により保障される権利として、判例は、私生活上の自由（個人情報のみだりに開示・公表されない自由等）、一部の人格権（名誉権）、および人格的生存に関わる重要な権利（自己の意思に反して身体への侵襲を受けない自由）を認めている。リプロダクションの自由および避妊の自由の保障を認めた最高裁判例はない<sup>5)</sup>。他方、学説では、憲法13条は自己決定権の保障を含むとする見解が多数説であり、その保障内容については議論があるが、自己の生命・身体の処分<sup>6)</sup>の自由およびリプロダクションの自由はともに保障が及ぶとされ、避妊の自由はリプロダクションの自由に含まれるとされる<sup>6)</sup>。

本判決は、避妊の自由は人格的生存に関わる重要な権利として13条により保障されるとした。避妊の自由の憲法上の保障を認めた初の裁判例といえる。他方、不妊手術を受ける権利は避妊の自由に含まれないとした。その理由は、①ほかの避妊方法を利用しうること、②不妊手術は身体への侵襲を伴うものであり重大な合併症を生じさせることの2点に集約できる。確かに、①につき、本件各規定は、避妊に関する個人の決定権の行使を不可能にするものではなく、複数存在する避妊方法のうち不妊手術を禁止するにとどまる。②については、「同意に基づく身体への侵襲を妨げられない権利」の保障が問題になるが<sup>7)</sup>、身体の自由は選択の自由に還元されない価値を有することから、身体の自由を自傷行為の自由を含む形で定義づけるべきではないとも論じられてきた<sup>8)</sup>。しかし、①②とも不妊手術禁止に固有の問題とはいえない。すなわち、不妊手術が生殖能力の回復困難な喪失を伴うことからして<sup>9)</sup>、国家がこれを禁止し、個人に生殖能力の維持を強制することが正当化されるかどうかこそが、不妊手術禁止にとっての固有の問題である<sup>10)</sup>。本判決はこの問題を論じることのないまま事案を処理した。

思うに、手術を受ける自由を一般的に認めることは困難だとしても、避妊の自由の保障を認めるのであれば、医学的に不妊手術は避妊方法の一種として位置づけられているのだから、その禁止は避妊へのアクセス方法を制約するがゆえ避妊の自

由の制限に当たるとみなすべきである。アメリカでは、子どもをもうけるかどうかの決定にとって避妊が本質的であることから、避妊具（薬）へのアクセスを禁止する法に対して厳格審査を適用すべきとした判例がある<sup>11)</sup>。もっとも、不妊手術禁止は避妊方法の一種の禁止であり、避妊の自由への重大な制約があるとは一般的には言い難い。しかし、特に禁忌等によりIUDや経口避妊薬等を使用しえない女性にとって、不妊手術禁止が自律的に選択しうる重要な避妊方法を制限していないかは、慎重に検討されるべきだろう。目的手段審査についていえば、本判決は付言で、法3条1項は母体保護法の目的である母性の生命健康の保護（法1条）に照らして合理性に乏しいと述べた。しかし、当該目的は、不妊手術禁止を解除する理由にはなれども、不妊手術禁止それ自体の理由とは言い難い。不妊手術禁止について目的手段審査を行うのであれば、その主たる立法目的は個人の生殖能力の維持にこそあると解すべきである。ここにおいてパターンリズム（自己加害禁止）に基づく正当化が可能かどうか問われるが、判断能力が十分な個人に対する介入であることから強い正当化が求められる。国側は不妊手術後に後悔する者がいるという調査結果の存在を指摘しているが、この科学的証拠に関して裁判所は立法府の判断を尊重すべきかも争点となろう。手段審査においては、事前のカウンセリングを課すといった手続的規制では代替的手段として十分でないか等が問われる。加えて、配偶者同意要件については、不妊手術の選択が他律に委ねられる点が問題となる。

#### 四 憲法判断の方法

母体保護法による不妊手術禁止は、法3条が定める合法的に不妊手術を行いうる要件を充足せず、さらに法28条の「故なく」行う場合に該当すれば、違法となるという構造をとる。本判決のように避妊の自由の憲法上の保障を認めるのであれば、本件各規定が本人の同意のみに基づく避妊目的での不妊手術を認めていないことにつき、意味上の部分違憲と立論する余地がある。あるいは、避妊の自由の保障を前提とした憲法適合的解釈をとる途も考えられるところであり、「母体保護法で規定する場合および医療行為の場合以外の当事

者の自律的意思決定に基づく不妊手術もその違法性を阻却することを憲法は要求すると解すべきである<sup>12)</sup>との見解が参考になろう。

#### ●—注

- 1) 参照、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律第21条に基づく調査報告書」（2023年6月）（[https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_rchome.nsf/html/rchome/Shiryoyuusei-houkokusho.htm](https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Shiryoyuusei-houkokusho.htm)）（2026年5月25日閲覧）。
- 2) 参照、辻村みよ子ほか『概説ジェンダーと人権（第2版）』（信山社、2025年）198～199頁〔糠塚康江〕。
- 3) 参照、ティアナ・ノーグレン（岩本美砂子監訳）『新版中絶と避妊の政治学』（岩波書店、2023年）。
- 4) 判断方法につき、参照、興津征雄「憲法訴訟としての公法上の当事者訴訟（確認訴訟）」曾我部真裕ほか編『憲法論点教室（第2版）』（日本評論社、2020年）187頁以下、188～191頁。
- 5) リプロダクションの自由の憲法上の保障を認める個別意見として、参照、性同一性障害特例法違憲決定（最大決令5・10・25民集77巻7号1792頁）宇賀克也反対意見。リプロダクションの自由に関する下級審判例につき、参照、稲葉実香「リプロダクティブ・ライツの権利性とその主体」法時96巻4号（2024年）23頁以下、24頁。
- 6) 参照、芦部信喜（高橋和之補訂）『憲法（第8版）』（岩波書店、2023年）133頁、佐藤幸治『日本国憲法論（第2版）』（成文堂、2020年）212～217頁。議論状況につき、さしあたり参照、山崎友也「現代における『自己決定権』の存在意義」公法研究78号（2016年）104頁以下、稲葉・前掲注5）。
- 7) 参照、高井裕之「医療における自己決定権の憲法論的考察（2・完）」法学論叢123巻4号（1988年）97頁以下、115頁。
- 8) 参照、高井裕之「憲法と医事法との関係についての覚書」米沢広一ほか刊行代表『佐藤幸治先生還暦記念 現代立憲主義と司法権』（青林書院、1998年）285頁以下、305～306頁、中山茂樹「身体の自由」有斐閣Onlineロージャーナル（2025年）YOLJ-L2503003。
- 9) 参照、阪本昌成「道徳とプライバシー（2）」政経論叢23巻5＝6号（1974年）67頁以下、88～95頁。
- 10) 不妊手術禁止は、「個人の生の画一化に抗する権利」（中山・前掲注8）や、公権力による「正しいセクシュアリティ」の規定（参照、江藤祥平「プライバシーと家族／性」法セ842号（2025年）69頁以下）の観点から問題になりうると指摘される。
- 11) See, *Carey v. Population Services International*, 431 U.S. 678 (1977). 邦語文献として参照、渋谷秀樹「生殖の自由」立教ロー6号（2013年）83頁以下、90～91頁。
- 12) 渋谷・前掲注11）107頁。